



# 目 次

I 概要 .....	1 -
1. サービス種別 .....	2 -
2. 指定事務の権限移譲について（市町村別問い合わせ先一覧） .....	4 -
3. 指定基準・要件等 .....	6 -
II 指定申請について .....	8 -
1. 指定申請のながれ .....	8 -
2. 事前協議 .....	9 -
3. 障がい福祉サービス事業等の形態について .....	10 -
4. 人員・設備基準等について(サービス別) .....	11 -
◆ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 .....	11 -
◆ 療養介護 .....	12 -
◆ 生活介護 .....	13 -
◆ 短期入所(ショートステイ) .....	15 -
◆ 重度障がい者等包括支援 .....	17 -
◆ 施設入所支援 .....	18 -
◆ 自立訓練(機能訓練) .....	19 -
◆ 自立訓練(生活訓練(宿泊型自立訓練)) .....	20 -
◆ 就労移行支援 .....	22 -
◆ 就労定着支援 .....	23 -
◆ 就労継続支援A型 .....	24 -
◆ 就労継続支援B型 .....	25 -
◆ 自立生活援助 .....	26 -
◆ 共同生活援助(グループホーム) .....	27 -
◆ 地域移行支援 .....	30 -
◆ 地域定着支援 .....	30 -
III 用語の定義について .....	31 -
IV 指定に関するHP掲載先まとめ .....	32 -
案内ページリンク先 .....	32 -
指定後の手続きにおけるFAQ .....	32 -

- | 制度改正や運用の変更等により、内容の一部を修正する場合があります。
- | 本手引きの記載内容の解釈運用については指定担当者の指示に従って下さい。
- | 本手引きは大阪府が事務権限を有する市町村(P4・5参照)に所在する事業者の指定に関するもので、事務権限を移譲している市町村は運用が異なります。

# I 概要

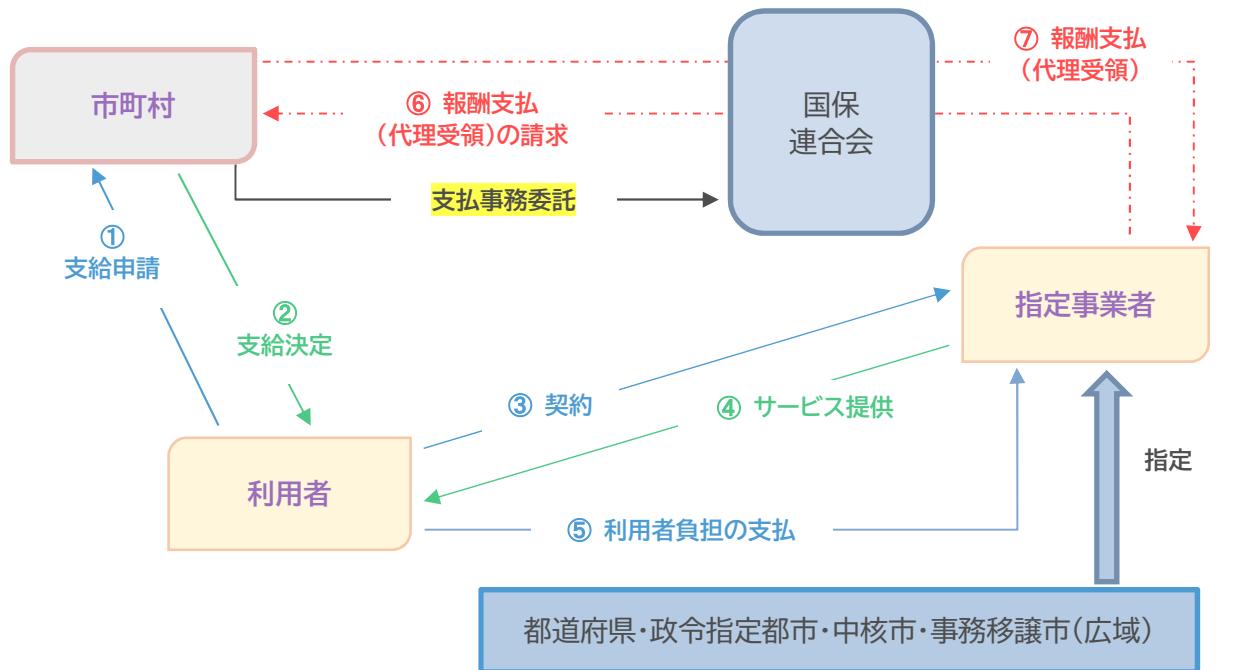
## ★ はじめに

障がい福祉サービス事業を提供する事業者は、都道府県知事(又は事務権限を移譲している市町村)の指定を受ける必要があります。本手引きは、障がい福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や手続きを説明したものです。新たに事業所の指定を申請する場合には、必ずお読みください。

### ・代理受領方式について

障がい福祉サービスを利用する障がい者は、居住地の市町村からサービス利用をするための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等が支給されます(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)」第29条第1項)。ただし、同法29条第5項の規定により、実際の費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者に支払われることになります(下図参考)。

### 《利用の仕組み》



### ◆ [報酬算定構造について](#) (報酬単価に関するお問い合わせは[大阪府国保連合会](#)へ)

指定の必要なサービス事業は以下のとおりです。

障がい福祉サービス事業	<b>【介護給付】障害者総合支援法第28条第1項</b> 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・療養介護・生活介護・短期入所・重度障がい者等包括支援・施設入所支援
	<b>【訓練等給付】障害者総合支援法第28条第2項</b> 自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助
一般相談支援事業	<b>【地域相談支援給付】障害者総合支援法第51条の14第1項</b> 地域移行支援・地域定着支援

※下線は平成30年4月から施行

# 1. サービス種別

## 居宅介護

障がい等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

サービスの概要	
身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等 乗降介助	通院等のために、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※居宅介護事業者は、居宅介護の提供にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

## 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障がい・精神障がいであり常時介護を要する障がい者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・居宅において調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・居宅において生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護

## 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

## 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

## 共生型居宅介護・共生型重度訪問介護

介護保険法に基づく「訪問介護(居宅サービス)」の指定を受けている事業所において、居宅介護または重度訪問介護を行う。

## 療養介護

病院などへの長期入院による医療的ケアを必要とし、かつ、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理のもとでの介護および日常生活のサービスを提供する。

## 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護など創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

## 共生型生活介護

児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の指定を受けている事業所において生活介護を行う。介護保険法に基づく「通所介護(居宅サービス)」又は「地域密着型通所介護(地域密着型サービス)」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型介護予防サービス)」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。

## 短期入所(ショートステイ)

居宅においてその介護を行う人が病気の場合等に、障がい者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ、及び食事の介護その他の必要な支援。

## 共生型短期入所

介護保険法に基づく「短期入所生活介護(居宅サービス)」又は「介護予防短期入所生活介護(介護予防サービス)」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型介護予防サービス)」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。

## 重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする障がい者等であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。障がい者支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者を対象とする。

## 施設入所支援

指定障がい者支援施設等は、都道府県知事の指定をうけて、その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援(施設入所支援)を行うとともに施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型)を行う。

## 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対して、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

## 共生型自立訓練(機能訓練)

介護保険法に基づく「通所介護(居宅サービス)」又は「地域密着型通所介護(地域密着型サービス)」の指定を受けている事業所において、自立訓練(機能訓練)を行う。

介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型介護予防サービス)」の指定を受けている事業所において、自立訓練(機能訓練)を行う。

## 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で、生活機能の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者に対して、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。また、(宿泊型)自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

## 共生型自立訓練(生活訓練)

介護保険法に基づく「通所介護(居宅サービス)」又は「地域密着型通所介護(地域密着型サービス)」の指定を受けている事業所において、自立訓練(機能訓練)を行う。

介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型サービス)」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護(地域密着型介護予防サービス)」の指定を受けている事業所において、自立訓練(生活訓練)を行う。

## 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がい者であり、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

## 就労継続支援A型

一般企業等で就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が可能である65歳未満の障がい者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練等を行う。

## 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び訓練などをを行う。

### 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、就労の継続を図るために3年間にわたり当該事業所の事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。

### 自立生活援助

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、1年間にわたり定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う。

### 共同生活援助(グループホーム)

障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

※平成26年4月より共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

### 地域移行支援(一般相談支援)

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神病院に長期入院している精神障がい者(直近の入院期間が1年以上の入院者を中心とする)について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

### 地域定着支援(一般相談支援)

居宅において単身等で生活する障がい者(障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む)に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

## 2. 指定事務の権限移譲について（市町村別問い合わせ先一覧）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、関係法令及び大阪版地方分権推進制度に基づき、「指定障がい福祉サービス事業者等の指定」の事務権限を、大阪府から市町村又は広域福祉課に移譲しています。各サービス及び事業所の所在地により、問い合わせ先が異なります。(P5 参照)

### 【障害福祉サービス事業】

事業所所在地（赤字は本手引き対象外）	指定担当窓口
大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、吹田市、茨木市、八尾市、柏原市、松原市、寝屋川市	各市町村
池田市、箕面市、豊能町、能勢町	池田市・箕面市・豊能町・能勢町広域福祉課
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町	岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町広域事業者指導課
富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	南河内広域事務室広域福祉課
泉佐野市、泉南市、阪南市、能取町、田尻町、岬町	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町広域福祉課
羽曳野市、摂津市、藤井寺市、守口市、門真市、四條畷市、島本町、大東市、交野市	大阪府(本手引きの対象です。)

### 【一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)】

(特定(計画)相談支援・障害児相談支援は、各市町村が指定担当窓口です。(大阪府では対応できません。))

事業所所在地（赤字は本手引き対象外）	指定担当窓口
大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市	各市町村
上記以外の市町村	大阪府(本手引きの対象です。)

○ 事務権限が移譲されている市町村・広域福祉課の問い合わせ先（令和5年3月現在）

所在地	指定担当窓口	住所	電話番号
大阪市	福祉局障がい者施策部 運営指導課	〒541-0055 大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7- 331 号 船場センタービル 7 号館 3 階	(指導に関すること) 06-6241-6527 (指定に関すること) 06-6241-6520
堺市	健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所本館 7 階	072-228-7510
東大阪市	福祉部指導監査室 障害福祉事業者課	〒577-8521 東大阪市荒本北 1 丁目 1 番 1 号	06-4309-3187
高槻市	健康福祉部 福祉指導課	〒569-0067 高槻市桃園町 2 番 1 号	072-674-7821
豊中市	福祉部 福祉指導監査課(指導等) 障害福祉課(指定等)	〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1	(指導に関すること) 06-6858-3404 (指定に関すること) 06-6858-2229
枚方市	健康福祉部 福祉指導監査課	〒573-8666 枚方市大垣内町二丁目1番 20 号	072-841-1467
池田市	池田市・箕面市・豊能町・能勢町 広域福祉課	〒562-0014 箕面市萱野5-8-1 箕面市立総合保健福祉センター	072-727-9661
箕面市			
豊能町			
能勢町			
茨木市	福祉部 福祉指導監査課	〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号	072-620-1809
吹田市	福祉部 福祉指導監査室	〒564-8550 吹田市泉町一丁目3番 40 号	06-6105-8007
寝屋川市	福祉部 指導監査課	〒572-8566 寝屋川市池田西町 24 番 5 号 池の里市民交流センター内	072-812-2027
八尾市	健康福祉部 福祉指導監査課	〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 番 1 号	072-924-3012
松原市	福祉部 福祉指導課	〒580-8501 松原市阿保一丁目 1 番 1 号	072-334-1550
柏原市	福祉こども部 福祉指導監査課	〒582-8555 柏原市安堂町 1-55	072-971-5202
富田林市	南河内広域事務室 広域福祉課  ※富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村は共同処理体制として「広域事務室」を設置しています。	〒584-0031 富田林市寿町 2 丁目 6-1 南河内府民センタービル 2 階	0721-20-1199
河内長野市			
大阪狭山市			
太子町			
河南町			
千早赤阪村			
岸和田市	岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町 広域事業者指導課	〒596-0076 岸和田市野田町三丁目 13 番 2 号 泉南府民センタービル 4 階	072-493-6133
泉大津市			
貝塚市			
和泉市			
高石市			
忠岡町			
泉佐野市	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町 広域福祉課	〒598-8550 泉佐野市市場東 1 丁目 295 番地の 3 泉佐野市役所 本庁 4 階	072-493-2023
泉南市			
阪南市			
熊取町			
田尻町			
岬町			

### 3. 指定基準・要件等

指定を受けるには、府の条例等、国が定める指定基準等を満たすことが必要です。

その他、省令より委任された告示等についても、必要に応じて官報等によりご確認ください。

#### 1 根拠法令等一覧

##### (1) 省令・告示

基準	省令・告示
指定基準	【障がい福祉サービス事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 171 号)
	【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 172 号)
	【一般相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 27 号)
	【特定相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号)
最低基準	【障がい福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)(B型)】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)
	【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)
報酬算定基準	【障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)

##### (2) 条例

条例
大阪府指定障害者支援施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成 24 年大阪府条例第 108 号)
大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 107 号)
大阪府障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 111 号)
大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 110 号)

※政令市(大阪市、堺市)、中核市(高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、寝屋川市、八尾市、吹田市)において、同様の条例が定められています。

## 2 指定の要件について

障がい福祉サービス事業等を提供する事業者等の指定は障害者総合支援法第36条及び大阪府の条例の規定に基づき、次の①～③を要件として、サービス種類ごと、事業所ごとに行われます。

- ① 法人格を有すること
- ② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- ③ 適正な運営が見込めるこ

指定を受ける場合は、これらの要件を満たし必要な書類を提出する必要があります。

### (1) 事業者・施設等設置者の責務について(障害者総合支援法第42条、第51条の22)

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

### (2) 指定基準(障害者総合支援法第43条、第44条、第51条の23、第51条の24)

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- ・ 人員基準(従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準)
- ・ 設備基準(事業所に必要な設備等に関する基準)
- ・ 運営基準(サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準)

上記以外にも指定を受けるには、府が定める条例、国が定める指定・最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示や厚生労働省の通知なども、事業者として把握しておくことが必要です。厚生労働省や大阪府ホームページに掲載していますので、確認をお願いします。

・[厚生労働省 HP](#)

・[【障がい福祉サービス指定事業者のページ】\(大阪府HP\)](#)

## 3 他法令の遵守について

障がい福祉サービス事業(一般相談支援事業)を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ改善を行ってください。また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかつた」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

**要確認 !!**

### 障がい福祉サービス事業等を始めるにあたっての注意事項

確認・実施をお願いします。

事前協議・本申請協議を申請・届出する時点で、上記注意事項を全て確認・実施していることを前提としています。

申請・届出後に確認・実施していないことが判明した場合、指定の延期・中止とします。

◆ [報酬算定構造について](#) (厚生労働省 HP)

報酬単価に関するお問い合わせは[大阪府国保連合会](#)へお願い致します。

## II 指定申請について

### 1. 指定申請のながれ

障がい福祉サービス事業等を始めるにあたっての注意事項の確認・実施



#### <事前協議> (指定日の3か月前の1日から月末日まで)

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、一般相談支援は事前協議不要。

※事前協議の詳細は次ページを参照



#### <本申請協議1回目>

※本申請協議1回目の提出期限までに郵送してください。(提出期限:指定日の前々月20日頃)

この時点では、全ての提出書類が揃っていないなくても提出可能です。

◆提出書類については[こちら](#)

◆提出先:〒540-8570

大阪市中央区大手前 3-2-12 大阪府庁別館 1 階

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 指定・指導グループ(指定担当)



#### 1次審査 (提出期限:指定日の前月10日(最終締切))

※最終締切までに、全ての提出書類の提出・補正解消が必要です。(追加・補正書類の提出はメールでも可)

※必要に応じて来庁を求める場合があります。



#### 2次審査 (11日以降~現地確認まで)

※追加書類等が発生した場合、すみやかに提出してください。



#### 指定時研修(Youtubeによるオンライン受講)

※受講のためのURL等は1次審査受付完了時にご案内します。



#### 現地確認

※実施する場合のみ、1次審査後、対象事業所へ日程調整のご連絡を致します。

(訪問系(居宅・重度・同行・行動)、重度障害者等包括支援、一般相談支援は現地確認の実施無し)



#### 指定

※指定後の手続きについては、1次審査完了時にご案内します。

(1か月以内等に提出が必要な書類(開設届(府税事務所)・社会保険・雇用保険)があります。)

#### ★ 各月の詳細な指定申請スケジュールは[こちら](#)

##### (注1) 指定は、毎月1日です。

指定は、1次審査である申請受付期間中に指定基準を満たす適正な申請書類が受付され、その後、指定時研修日前日までの2次審査においても適正であると認められた場合に限ります。スケジュール管理にはご注意ください。

##### (注2) 受付には、申請者(法人)の定款の変更手続きや人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが必要です。(施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることをいいます。)また、締切日までに消防の立ち入りなど終えていない場合、指定できません。

##### (注3) 合併等により法人が消滅する場合の取扱いについて

事業者の指定は、申請した事業者(法人)に対して事業所ごとに行うものであり、当該法人が消滅する場合(吸収合併含む)、当該法人に対して行った指定効力も消滅します。したがって、その事業所の指定については廃止届の提出が必要になります。また合併先の法人等で当該事業を引き続き行う場合は、改めて新規指定の手続きを行う必要があります。なおこの場合、新しく事業所番号を附番し事業所簿冊も一新する必要があるため、実務経験証明書等もう一度すべて提出いただきます。

##### (注4) 申請多数により、当月指定を締切る場合がありますのでご了承ください。

## 2. 事前協議

本申請協議前に、人員や設備等に関する書類にて、制度に沿っているかなどを確認するものです。

大阪府行政オンラインシステムにて受付しています。(※詳しくは[こちら](#))

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、一般相談支援は**事前協議不要**

**事前協議で必要な提出書類** 【※】「土地・建物の権利関係書類」は可能な限り添付してください。

### I. 障がい福祉サービス(就労継続支援A型・共同生活援助除く)

- ・指定申請書(様式第1号)
- ・付表
- ・勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・管理者の経歴書
- ・サービス管理責任者の経歴書(▲)
- ・サービス管理責任者の研修修了証・資格証・実務経験証明書(▲)
- ・事業所の平面図
- ・土地・建物の権利関係書類(賃貸契約書・建物登記簿など)【※】

(▲)「短期入所」・「共生型サービス」は、サービス管理責任者に関する書類の提出は不要です。

### II. 共同生活援助

- ・指定申請書(様式第1号)
- ・付表 14・15
- ・勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・管理者の経歴書
- ・サービス管理責任者の経歴書
- ・サービス管理責任者の研修修了証・資格証・実務経験証明書
- ・住居別の平面図
- ・住居別の土地・建物の権利関係書類(賃貸契約書・建物登記簿など)【※】
- ・チェックリスト(既存戸建て住宅を活用する場合のみ)

### III. 就労継続支援 A 型

- ・指定申請書(様式第1号)
- ・付表 11
- ・勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・管理者の経歴書
- ・サービス管理責任者の経歴書
- ・サービス管理責任者の研修修了証・資格証・実務経験証明書
- ・事業所の平面図
- ・土地・建物の権利関係書類(賃貸契約書・建物登記簿など)【※】
- ・事業内容確認書(就労継続支援A型専用)
- ・収支予算書・賃金支払予定表・積算根拠・具体的な事業内容(就労継続支援A型専用)
- ・誓約書(就労継続支援A型専用)

● [新規指定申請スケジュール](#) (大阪府生活基盤推進課 HP)

● [事前協議について](#) (大阪府生活基盤推進課 HP)

● 提出書類のダウンロードは[こちら](#) (大阪府生活基盤推進課 HP)

### 3. 障がい福祉サービス事業等の形態について

#### (1) 従たる事業所の取扱いについて

障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行う。生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型については、次の要件を全て満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

① 人員 及び 設備に 関する 要件	(ア) 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 (イ) 「従たる事業所」の利用定員が障がい福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)は就労移行支援:6人以上</li><li>○ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型:10人以上</li></ul> (ウ) 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 (エ) 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないとしても差し支えないこと。
② 運営に 関する 要件	(ア) 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 (イ) 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合には隨時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制(従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制など)にあること。 (ウ) 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 (エ) 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 (オ) 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

#### (2) 出張所等の取扱いについて

- ・指定障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所であって、(1)の②に要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる。
- ・(1)の①の(エ)は出張所についても同様である。

#### (3) 多機能型事業所について

- ・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う(2つの事業所で行う)ことをいう。  
※児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」を行う場合も多機能型事業所になります。
- ・多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の「サービス追加」(新規指定と同様の流れ)となる。

##### 【多機能型事業所の指定要件】

- ① 利用定員(規模)
  - (ア) 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
  - (イ) 事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること
    - ・生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援…6人以上
    - ・就労継続支援A型、就労継続支援B型…10人以上
- ② サービス提供職員(従業者)の配置  
多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型事業所の従業者のうち1人以上を常勤とことができ、サービス管理責任者とその他の従業者については兼務することが可能。
- ③ サービス管理責任者の配置  
各障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず
  - (ア) 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合は1人以上
  - (イ) 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合は1人に60人を超えて40人を増す毎に1人を加えた数以上とする
- ④ 設備:相談室、洗面所、便所及び多目的室等は、サービス提供に支障のない範囲内で兼用することが可能。

## 4. 人員・設備基準等について(サービス別)

### ◆ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

#### 【人員基準】

管理者・サービス提供責任者・従業者の資格要件については、大阪府 HP を事前に確認してください。  
(同行援護・行動援護は資格要件が他のサービスと一部異なります。(大阪府 HP は[こちら](#)))

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人( <b>常勤</b> )	管理業務に支障がない場合は他の職務を <b>兼務可</b>
サービス 提供 責任者	1人以上 ( <b>常勤・専従</b> )	次の①②③④により算定された数のいずれか低い方の基準以上 ① 当該事業所の月間のサービス提供時間が概ね 450 時間またはその端数を増す毎に 1 人以上 ② 当該事業所の従業者の数が 10 人又はその端数を増す毎に 1 人以上 (例:従業者が 11 人の場合、サービス提供責任者は 2 人必要、 従業者が 21 人の場合、サービス提供責任者は 3 人必要となる。) ③ 当該事業所の利用者の数が 40 人又はその端数を増す毎に 1 人以上 (利用者は延べ人数ではなく、実数計算とする。) ※サービス提供時間、従業者数、利用者数の規模は前 3 か月の平均値を 使用するが、新規に指定を受ける場合は推定数とする。 ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、 かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置し ている事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる 場合は、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の 数が 50 人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。 ※資格要件については <a href="#">こちら</a> (大阪府 HP)
従業者	常勤換算で 2.5 人以上	介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者など ※資格要件については <a href="#">こちら</a> (大阪府 HP) ※従業者数(常勤換算 2.5 以上)には、サービス提供責任者を含む

#### 《注意》

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護は共通の基準ですが、例えば 1 事業所で居宅介護と同行援護の両方の指定を受ける場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- ・介護保険の訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「介護予防サービス」)を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。
- ・同行援護及び行動援護の場合、サービス提供責任者と従業者にそれぞれ1名以上、資格要件を満たす者の配置が必要です。(同行援護・行動援護の資格要件は[こちら](#)(大阪府 HP))

#### <参考> 居宅サービス・介護予防サービス

65 歳以上の高齢者が、介護保険で利用できるサービスの一つです。大阪府が指定・監督を行いますが、府内市町村に権限を移譲していることがあります。

居宅サービス(要介護認定)	介護予防サービス(要支援認定)
①訪問サービス…訪問介護、訪問看護など	短期入所サービス
②通所サービス…通所介護、通所リハビリテーション	短期入所生活介護(ショートステイ)
③短期入所サービス…短期入所生活介護、短期入所療養介護	短期入所療養介護(ショートステイ)

#### 通所介護

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。利用定員が 18 名以下の小規模な通所介護施設は、「地域密着型通所介護」になります。

### <参考> 地域密着型サービス

要支援・要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で生活が続けられるように設けられた介護保険のサービスです。市町村が指定・監督を行います。

小規模多機能型 居宅介護事業者	登録された利用者(要介護者)を対象に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを中心に、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、居宅における生活の継続を支援する。入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようになります。
看護小規模 多機能型 居宅介護事業者	訪問看護(看護師などが自宅を訪問し、療養状況の確認や指導、診療に必要な補助などを行う。)と小規模多機能型居宅介護を組み合わせて提供されるサービスです。
介護予防小規模 多機能型 居宅介護事業者	登録された利用者(要支援者)を対象にした、小規模多機能型居宅介護です。

※サテライト型とは、本体事業所と同等の要件を満たし、運営法人は介護保険、保健医療、福祉に関する事業に3年以上の運営実績があり、本体事業所の平均登録者数が登録定員の7割を超える必要があります。

### 共生型居宅介護・共生型重度訪問介護

#### 【人員基準】

職種名	必要員数
従業者	指定訪問介護の利用者数及び共生型居宅介護の利用者数の合計数における指定訪問介護事業所として必要な数以上

※指定居宅介護事業所又は指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

### ◆ 療養介護

#### 【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	医師 1 人	原則として、管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務可)
サービス 管理責任者	1 人以上は <b>常勤</b>	・利用者数が 60 人以下の場合:1 人以上 ・利用者数が 61 人以上の場合:1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
従業者	①医師	健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
	②看護職員	看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者):常勤換算で利用者の数を 2 で除した数以上(指定療養介護の単位ごと)
	③生活支援員	常勤換算で利用者の数を 4 で除した数以上(指定療養介護単位ごと) (1 人以上は <b>常勤</b> )

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

注 1:看護職員が②で算定した数以上配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。

注 2:生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

#### 【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
設備基準	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備
最低定員	20 人

## ◆ 生活介護

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの。【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上 は常勤	・利用者数が60人以下の場合:1人以上 ・利用者数が61人以上の場合:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
従業者 ★	医師	利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 (嘱託医でも可能)
	看護職員	看護職員(保健師、看護師又は准看護師):生活介護の単位ごとに、1人以上
	理学療法士 又は 作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 注1 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能。 注2 専ら知的障がい又は精神障がいを有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代替することが可能。
	生活支援員	生活介護の単位ごとに1人以上(看護職員及び生活支援員のうち1人以上は常勤)

- 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

### 【★】看護職員、理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員及び生活支援員の配置基準

生活介護の単位ごとの配置総数(下記(a)から(c)まで)により算定した数。

- 平均障がい支援区分が4未満:常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上
- 平均障がい支援区分が4以上5未満:常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上
- 平均障がい支援区分が5以上:常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上

【設備基準・定員基準】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置(間仕切り等)を講じること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室 その他運営に 必要な設備	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用することも可。
最低定員	20人(多機能型の場合は6人)

## 共生型生活介護

※ 指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

児童発達支援等 との共生型 【児童福祉法】	<人員基準>指定児童発達支援等の障がい児数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定児童発達支援事業所等として必要な数以上								
通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定通所介護等の利用者数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上  ----- <設備基準>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型生活介護の利用者数との合計数で除して3m <sup>2</sup> 以上であること。								
小規模多機能型居 宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービ ス」の利用者(障がい児又は障がい者)の合計数で人員基準を満たしていること。  ----- <設備基準>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しう る適當な広さを有すること。  ----- <登録定員>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービ ス」の登録定員数(障がい児・障がい者)の合計数が 29 人以下であること。 (サテライト型の場合は 18 人以下)  ----- <利用定員>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の 1/2 から 15 人までの範囲内であること。(サテライト型の場合は 12 人まで)  <登録定員が 25 人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26 人又は 27 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>28 人</td> <td>17 人</td> </tr> <tr> <td>29 人</td> <td>18 人</td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人
登録定員	利用定員								
26 人又は 27 人	16 人								
28 人	17 人								
29 人	18 人								

「共生型通いサービス」…共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共生型児童発達支援、共生型放課後等  
デイサービスをいう。

## ◆ 短期入所(ショートステイ)

### 【事業所の形態】

短期入所の事業所は以下の形態が存在しています。

形 態	概 要
併設型事業所	障がい者支援施設等に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障がい者支援施設等と一体的に運営を行う事業所
空床利用型事業所	利用者に利用されていない障がい者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
単独型事業所	障がい者支援施設等(宿泊型自立訓練事業所等を除く)以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、短期入所の事業を行う事業所

### 【人員基準・設備基準】

それぞれの事業所形態に応じて、人員・設備基準が定められています。

併 設 型	
従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上(当該指定障がい者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数) ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。
管理者	1人 <b>常勤</b> かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の <b>兼務可</b> )
居室	併設事業所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること。
設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を短期入所事業の用に供することができる。

空 床 利 用 型	
従業者	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。
管理者	1人 <b>常勤</b> かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の <b>兼務可</b> )
居室	併設事業所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること。
設備	指定障がい者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。

※共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合の人員基準(併設型、空床型共通)①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数

① 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯

指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び併設事業所(または空床事業所)の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

② 指定短期入所を提供する時間帯(①に掲げるものを除く)

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1名以上、7名以上については1名に当該日の指定短期入所の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

## 単 独 型

<b>従業者</b>	<p><b>【生活介護事業所等の場合】</b></p> <p>①指定生活介護等のサービス提供時間 当該生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が 6 名以下の場合は 1 名以上の生活介護支援員又はこれに準ずる従業者、7 名以上の場合は 1 に該当日の利用者の数が 6 を超えて 6 又はその端数をますごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p><b>【介護事業所等以外】:</b>上記②と同様</p>
<b>管理者</b>	<p><b>1 人</b> <b>常勤</b>かつ、原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の<b>兼務可</b>)</p>
<b>居室</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 つの居室の定員は、<b>4 人以下</b>とすること。</li> <li>・地階に設けてはならないこと。</li> <li>・<u>利用者 1 人あたりの床面積は、収納設備等を除き 8m<sup>2</sup>以上を確保すること。</u></li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>
<b>設備</b>	<p><b>【食堂】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障がない広さを有すること。</li> <li>・必要な備品を備えること。</li> </ul> <p><b>【浴室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul> <p><b>【洗面所、便所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>居室のある階ごとに洗面所・便所を設けること。</u></li> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul>

## 共生型短期入所

※ 指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

<b>短期入所生活介護等との共生型【介護保険法】</b>	<p><b>&lt;人員基準&gt;</b></p> <p>指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定短期入所生活介護事業所等として必要な数以上</p> <hr/> <p><b>&lt;設備基準&gt;</b></p> <p>指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積が、指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数で除して 10.65 m<sup>2</sup>以上であること。</p>
<b>小規模多機能型居宅介護等との共生型【介護保険法】</b>	<p><b>&lt;人員基準&gt;</b></p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業等の宿泊サービス利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要な数以上</p> <hr/> <p><b>&lt;設備基準&gt;</b></p> <p>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室数を減じた数で除して、おおむね 7.43 m<sup>2</sup>以上の面積があること。</p>

## ◆ 重度障がい者等包括支援

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス提供責任者	1人以上は <b>専任</b> かつ <b>常勤</b>	以下のいずれの要件にも該当する者を1人以上 ① 相談支援専門員 ② 重度障がい者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護 その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者 <u>※居宅介護のサービス提供責任者の要件とは異なることに注意</u>
従業者		指定障がい福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く)又は指定障がい者支援施設の基準を満たしていること

【設備基準】

基 準	詳 細
事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

## ◆ 施設入所支援

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
施設長 (管理者)	1人	日中活動に係る事業のサービス管理責任者と <b>兼務可</b> 【資格要件(P31)有り】
サービス 管理責任者	1人	日中活動に係る事業のサービス管理責任者が原則として <b>兼務するものと する。</b>
生活支援員 (夜勤職員)	サービス 提供時間で 1人以上は <b>常勤</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設入所支援の単位ごとに、利用者の区分に応じて、下記に掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみ、その提供が行われる単位にあっては、宿直勤務1以上とする。 (生活介護以外)           <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の数が60人以下:1人以上</li> <li>利用者の数が60人超:1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数が増す毎に1人を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>なお、施設入所支援における生活支援員については、日中実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されていれば足りるものである。</li> </ul>
	昼間実施 サービス	それぞれのサービスの基準による。複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の扱い。

【設備基準・定員基準】

基 準	詳 細
訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。(面積や室数に定めはない)
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室の定員:<b>4人以下</b></li> <li>地階に設けず、利用者1人当たりの床面積は収納設備等を除き、<b>9.9 m<sup>2</sup></b>以上とすること</li> <li>寝台等、利用者の身の回り品を保管できる設備及びブザー等の設備を備えること</li> <li>1つ以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること</li> </ul>
食堂	食事の提供に必要がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	利用者の特性に応じたものとすること
洗面所、便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたもの
相談室	間仕切り等を設けること。日中活動の設備と兼用可。
多目的室 (デイルーム)	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等併せて実施する日中活動の設備と兼用可
廊下幅	片廊下1.5メートル以上(中廊下の幅は1.8メートル以上) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする
その他	原則として、建物は耐火又は準耐火建築物であること
最低定員	30人

## ◆ 自立訓練(機能訓練)

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上は <b>常勤</b>	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上の場合:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
従業者	理学療法士 又は 作業療法士 1人以上	理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合 機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護士等を充てることが可能。 専ら視覚障がいを有する者を対象として歩行訓練を行う場合 理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可能。
	看護職員	看護職員、保健師又は看護士若しくは准看護士:1人以上
	生活支援員	生活支援員:1人以上は <b>常勤</b>
配置総数 : 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上の配置が必要です。		
訪問による自立訓練	自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、 上記従業者に加え、 <u>当該業務を担当する生活支援員を1人以上</u> 配置する必要がある。	

- 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

### 【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	20人(多機能型の最低定員は6人)

## ◆ 自立訓練(生活訓練（宿泊型自立訓練）)

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス管理責任者	1人以上は常勤	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上の場合は:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
従業者	生活訓練(通常型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員:1人以上は常勤 健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ1人以上とする。 (配置総数) 常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上</li> </ul>
	宿泊型自立訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員:1人以上は常勤 健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ1人以上とする。 (配置総数) 常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上</li> <li>・地域移行支援員:1人以上</li> </ul>
訪問による自立訓練		自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記従業者に加え、 <u>当該業務を担当する生活支援員を1人以上</u> 配置する必要がある。

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

### 【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること (宿泊型自立訓練のみを行う事業所は設けないことができる。) (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
その他 (宿泊型のみ)	宿泊型を行う事業所は、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。   居室:原則個室とし、居室面積を7.43m <sup>2</sup> (収納設備を除く)以上とすること。   浴室:利用者の特性に応じたものであること。
最低定員	<p><u>【通所による訓練のみを行う場合】</u> <b>20人</b>(多機能型の場合は<b>6人</b>)</p> <p><u>【宿泊型自立訓練と通所による訓練を併せて行う場合】</u> 宿泊型自立訓練:<b>10人</b>(多機能型の場合は<b>10人</b>) 通所による訓練:<b>20人</b>(多機能型の場合は<b>6人</b>)</p>

## 共生型自立訓練(機能訓練)

※ 指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上							
	<設備基準>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者数との合計数で除して3m <sup>2</sup> 以上であること。							
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者(障がい者・障がい児)の合計数で人員基準を満たしていること。							
	<設備基準>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。							
	<登録定員>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数(障がい者・障がい児)の合計数が29人以下であること。(サテライト型の場合は18人以下)							
	<利用定員>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。(サテライト型の場合は12人まで)							
	<登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"><thead><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></tbody></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人							
28人	17人							
29人	18人							

## 共生型自立訓練(生活訓練)

※ 指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上							
	<設備基準>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型自立訓練(生活訓練)の利用者数との合計数で除して3m <sup>2</sup> 以上であること。							
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者(障がい者・障がい児)の合計数で人員基準を満たしていること。							
	<設備基準>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。							
	<登録定員>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数(障がい者・障がい児)の合計数が29人以下であること。(サテライト型の場合は18人以下)							
	<利用定員>指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。(サテライト型の場合は12人まで)							
	<登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数> <table border="1"><thead><tr><th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></tbody></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人
登録定員	利用定員							
26人又は27人	16人							
28人	17人							
29人	18人							

「共生型通いサービス」…共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

## ◆ 就労移行支援

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス管理責任者	1人以上 は常勤	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上の場合は:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
従業者	職業指導員: 1人以上  生活支援員: 1人以上	職業指導員及び生活支援員の配置総数(いずれか1人以上は常勤) 【指定就労移行支援事業所の場合】 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上 【※認定指定就労移行支援事業所(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定された指定就労移行支援事業所)の場合】 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上
	就労支援員: 1人以上	常勤換算方法で、利用者数を15で除した数以上 (※認定指定就労移行支援事業所の場合は配置不要)

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

【設備基準、最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
※認定指定就労移行支援事業所の場合、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。(あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定による)	
最低定員	20人(多機能型の最低定員は6人)

«基本報酬区分について»~~~~~

就労移行支援サービス費(I)の「就労定着率区分」は、新規指定時から2年間は「なし(経過措置対象)」(請求の際は「就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合」)を設定してください。

ただし、事業開始から1年経過(2年目)した事業所においては、1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能です。

(詳しくは[大阪府 HP](#)をご確認ください。(報酬改定等により、取扱いを変更する場合があります。))

## ◆ 就労定着支援

### 【実施主体】

指定障がい福祉サービス事業者(※1)であって、過去3年間(※2)において平均1人以上通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている場合に、実施主体としての要件を満たします。

(※1)生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

(※2)事業運営が3年間に満たない場合でも、障がい福祉サービス等の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された者が3人以上いる指定障がい福祉サービス事業者は実施主体の要件を満たします。

### 【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は他の職務の <u>兼務可</u> )
サービス 管理責任者	1人以上 は <u>常勤</u>	原則専従(支障がない場合は一体的に運営している他の障がい福祉サービスの <u>サービス管理責任者と兼務可</u> ) ・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が60人以上:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数 を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※他の障がい福祉サービスの指定を受け、同一の事業所で一体的に運営してい る場合は合計の利用者数 (他の障がい福祉サービス…生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労 移行支援、就労継続支援(A型・B型))
就労定着 支援員	1人	常勤換算方法で、利用者数を <b>40</b> で除した数以上

- 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規指定の場合は推定数(指定障がい福祉サービス事業者(※1)のサービスを受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の実績の70%)とする。

### 【設備基準】

詳 細
必要な広さの区画(支援の提供に必要な設備及び備品等)

### «基本報酬区分について» ~~~~~

就労定着支援サービス費の「就労定着率区分」は、過去3年間の実績に応じた区分を設定してください。

(詳しくは[大阪府 HP](#)をご確認ください。(報酬改定等により、取扱いを変更する場合があります。))

## ◆ 就労継続支援A型

要確認 !!

就労継続支援A型の新規指定申請(サービス追加)に伴う事前協議については、提出期限までに、大阪府行政オンラインシステムによる手続きを経たうえで、**担当者との協議(事業内容等の審査・確認・ヒアリング等)**まで完了しなければ、**指定は翌月以降へ延期します。**

就労継続支援A型の審査・確認作業等には時間を要するため、協議日程を考慮していただき、お早めにお手続きください。(指定申請スケジュールは[こちら](#))

※事前協議の審査では、下記の専用書類の提出により、審査・ヒアリング等を実施します。

事業内容により事前協議の受付不可・延期等の可能性がございます。予めご留意ください。

(専用書類のダウンロードは[こちら](#))

・事業内容確認書・収支予算書・賃金支払予定表・積算根拠・具体的な事業内容・誓約書

【人員基準】管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
サービス 管理責任者	1人以上は常勤	・利用者数が60人以下:1人以上 ・利用者数が61人以上の場合は:1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
従業者	職業指導員:1人以上 生活支援員:1人以上	職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

【設備基準・最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】 ただし、就労継続支援A型の提供(就労内容等)にあたって支障がない場合は、確保するスペースを縮小したり、設けないことができます。(施設外就労を実施する場合等)
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	10人以上(多機能型も同様) ・雇用契約締結利用者10人以上 ・雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内まで

«基本報酬区分について»~~~~~

「評価点区分」について、新規指定の場合、初年度(4月指定)は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定し、年度途中(5月から3月指定)に指定された事業所については、初年度及び2年度目は、評価点が80点以上105点未満の場合であるとみなして、基本報酬を算定する。  
(詳しくは[大阪府 HP](#)をご確認ください。(報酬改定等により、取扱いを変更する場合があります。))

## ◆ 就労継続支援B型

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人	原則として管理業務に従事するもの 【資格要件(P31)有り】 (管理業務に支障がない場合は他の職務の <b>兼務可</b> )
サービス 管理責任者	1人以上は <b>常勤</b>	・利用者数が 60 人以下:1 人以上 ・利用者数が 61 人以上の場合は:1 人に利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに 1 人を加えて得た数以上
従業者	職業指導員:1 人以上 生活支援員:1 人以上	職業指導員、生活支援員のいずれか 1 人以上は <b>常勤</b> ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を 10 で除した数以上

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

【設備基準、最低定員】

基 準	詳 細
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さ(※)を有し、必要な機械器具等を備えること。 (※)最大定員数の利用者が、同時に訓練・作業する際に必要とするスペースを確保してください。【1名あたり約3m <sup>2</sup> (定員20名の場合は概ね60m <sup>2</sup> 程度)を目安とします。】 ただし、就労継続支援 B 型の提供(就労内容等)にあたって支障がない場合は、確保するスペースを縮小したり、設けないことができます。(施設外就労を実施する場合等)
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	20 人以上(多機能型の最低定員は 10 人以上)

«基本報酬区分について»~~~~~

「平均工賃月額区分」について、新規指定の場合、初年度の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中(5月から3月)に指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。

ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。

(詳しくは[大阪府 HP](#)をご確認ください。(報酬改定等により、取扱いを変更する場合があります。))

## ◆ 自立生活援助

【人員基準】 管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

職種名	必要員数	配置要件
管理者	1人(▲)	原則として管理業務に従事するもの (管理業務に支障がない場合は兼務可(※))
サービス 管理責任者	1人以上は <b>常勤</b>	原則専従(サービス提供に支障がない場合は兼務可(※)) ・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
地域生活 支援員	1人以上	原則専従(支援に支障がない場合は兼務可(※)) 利用者数が25人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。

- 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

(▲) 共同生活援助事業者が行う場合、管理者は共同生活援助を適切に行うために必要な知識及び経験を有する者  
(※) 自立生活援助事業所の従業者は、いずれも原則として専従となるが、地域生活支援員とサービス管理責任者(以下、「従業者」という。)の兼務は可能であるとともに、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、従業者が当該自立生活援助事業所の管理者や地域生活支援員、他の事業所又は施設等の職務に従事することができる。(「令和3年度報酬改定 Q&A vol.1 問53」より抜粋)

【設備基準】

基 準	詳 細
設備基準	必要な広さの区画(支援の提供に必要な設備及び備品等)
運営基準	«実施主体» ① 指定障がい福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助) ② 指定障がい者支援施設、指定相談支援事業者 «その他» 携帯電話等により直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

## ◆ 共同生活援助(グループホーム)



【事業所の形態】共同生活援助の事業所は3形態に分かれています。

形態	概要
介護サービス包括型	事業者自らが介護サービスの提供を行う事業所
日中サービス支援型	常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している事業所
外部サービス利用型	介護サービスの提供を外部の居宅介護事業所に委託している事業所

### «重要»

- 事前に「[グループホームの開設・運営について](#)」([グループホーム開設ハンドブック](#))を必ずご確認いただき、開設の準備や申請手続きを開始してください。
- 設置する住居の建物種別により、個別の取扱いや基準を設けています。
  - ・ [既存戸建て住宅を障がい者グループホームとして活用する場合の取扱いについて](#)
  - ・ [既存共同住宅\(マンション等\)の一部を障がい者グループホームとして活用する場合の取扱いについて](#)
  - ・ [グループホーム開設等のための公営住宅\(府営住宅・UR\)等の活用について](#)

府営住宅の場合、斡旋通知と使用許可書が必要です。(新規指定後に発行の場合は、指定後の提出可)  
公営住宅(UR)の場合、斡旋通知と賃貸契約書が必要です。(新規指定後発行の場合は、指定後の提出可)

【人員基準】~~~~~

○ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数(定員×0.9)とする。

### ★ 常勤換算方法(世話人)

- ・ サービス費区分(I)の場合:利用者数(※)を4で除した数(4:1)
- ・ サービス費区分(II)の場合:利用者数(※)を5で除した数(5:1)
- ・ サービス費区分(III)の場合:利用者数(※)を6で除した数(6:1)

### ◇ 常勤換算方法(生活支援員)

- (1) 障がい支援区分3の利用者数(※)を9で除した数(小数点第2位まで算出)
- (2) 障がい支援区分4の利用者数(※)を6で除した数(小数点第2位まで算出)
- (3) 障がい支援区分5の利用者数(※)を4で除した数(小数点第2位まで算出)
- (4) 障がい支援区分6の利用者数(※)を2.5で除した数(小数点第2位まで算出)

【※】世話人及び生活支援員は、障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。

### 介護サービス包括型

従業者 (①及び② いずれも配置)	<p>① 世話人【※】 (<b>非常勤可・兼務可</b>) ★<b>常勤換算方法</b>で、利用者数を6で除した数以上</p> <p>② 生活支援員【※】 (<b>非常勤可・兼務可</b>) ◇<b>常勤換算方法</b>の(1)～(4)の数を合算した数以上(小数点第2位切り上げ)</p>
従業者以外の介護	他の事業者に委託することも可(管理、指揮命令を確実に行えること)

### 外部サービス利用型

従業者	<p>① 世話人【※】 (<b>非常勤可・兼務可</b>) ★<b>常勤換算方法</b>で、利用者数を6で除した数以上</p> <p>② 生活支援員:配置不要<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービスの手配(アレンジメント)が必要</li><li>・外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託して実施(※)</li></ul><p>(※)介護サービス提供に際して事前に指定居宅介護サービス事業者と業務委託する契約の締結が必要。また、運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。</p></p>
従業者以外の介護	受託居宅介護事業者に委託

## 日中サービス支援型

<b>従業者</b> ※常時1人以上は、介護・家事等に従事する必要があります。	下記①②③と「サービス管理責任者」を含め、いずれか1人は <b>常勤</b> ① 世話人：夜間及び深夜の時間帯以外【※】 常勤換算方法で利用者数を5で除した数以上( <b>非常勤可</b> ・支障がない場合は <b>兼務可</b> ) ② 生活支援員：夜間及び深夜の時間帯以外【※】 ◇常勤換算方法の(1)～(4)の数を合算した数以上(小数点第2位切り上げ) ( <b>非常勤可</b> ・支障がない場合は <b>兼務可</b> ) ③ 夜間支援従事者：夜間及び深夜の時間帯を通じて <b>1人以上</b> 【資格要件なし】 ( <b>非常勤可</b> ・支障がない場合は <b>兼務可</b> ・宿直不可)
<b>従業者以外の介護</b>	他の事業者に委託することも可(管理、指揮命令を確実に行えること)
<b>運営基準</b>	① 指定短期入所(併設型または単独型)を併設又は同一敷地内で行うこと。 ② 協議会等への報告：事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望等を受けること。 (モニタリング実施標準期間も3ヵ月間とする。) ③ 適正な支援を確保する観点から指定計画相談支援事業者は別であることが望ましい。

管理者・サービス管理責任者の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

3形態共通 【人員基準・設備基準・その他】		
<b>人員基準</b>	<b>管理者</b> <b>1人</b> :常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの (指定共同生活援助を適切に行うために必要な知識及び経験を有する者) (管理業務に支障がない場合は他の職務の <b>兼務可</b> )	
	<b>サービス管理責任者</b> ( <b>非常勤可</b> ・支障がない場合は <b>兼務可</b> ) ・利用者数が30人以下: <b>1人以上</b> (※) ・利用者数が31人以上: <b>1人に利用者数が30人を超えて30</b> 又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 (▲)定員20人以上の場合はできる限り <b>専従</b> の者を確保するよう努めてください。	
<b>設備基準</b>	<b>立地場所</b> 入所施設(日中に支援を行うサービスを含む)や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。	
	<b>居室</b> 1人一室の居室を確保し、 <u>居室面積は収納スペースを除き内法面積で7.43m<sup>2</sup>以上</u> <u>とすること。</u> (内法面積=壁で囲まれた内側だけの床面積)	
	<b>その他</b> ・ <u>10名を上限とする生活単位ごとに台所、トイレ、浴室など日常生活を送る上で必要な設備を確保すること。</u> ・ <u>相互交流スペース(食堂・ダイニング等で可)を確保すること。</u> (住居の配置、構造や設備は、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。)	
<b>最低定員</b>	・事業所全体(各住居の合計)の定員: <b>4人以上</b> (サテライト型住居の利用者を含む) ・共同生活住居の定員: <b>2人以上10人以下</b> (サテライト型住居の利用者を含まない) ・ユニット別の定員: <b>2人以上10人以下</b> ・ユニットの居室の定員: <b>1人</b>	
<b>その他</b>	「協力医療機関」と「協力歯科医療機関」との契約が必要です。	

### 【共同生活住居について】

複数の居室にくわえ、居間、食堂、便所、浴室等を有する1つの建物をいいます。ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸(ワンルームタイプなどの住戸を複数利用する場合を含む)については当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸(住戸群)を共同生活住居として捉えます。

## 《防火安全対策について》

消防法令の一部改正により、障がいの程度が重い方が利用するグループホーム等(障がい支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設)に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けされました。また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置、スプリンクラー設備の設置が義務付けされました。事業を行う際は、事前に必ず所管消防署と協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認し、対策を講じてください。

なお、非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握し、職員への周知および定期的な避難訓練の実施を行ってください。

## 《グループホームの構成について》



グループホームは、「一定の地域の範囲内」に所在する1以上の住居をまとめて1つの事業所として指定権者が指定します。

「一定の地域の範囲内」とは、主たる事務所(本体住居)から概ね30分程度で移動できる範囲内にあって、事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲のことです。

## 《サテライト型住居について》（日中サービス支援型を除く）

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態として本体住居の密接な連携(入居者間の交流が可能)を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みがあります。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則2人以上10人以下	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納スペースを除き内法面積で7.43m <sup>2</sup> 以上とすること。 (内法面積=壁で囲まれた内側だけの床面積)	
距離条件	通常の交通機関を利用して、本体住居から概ね20分以内で移動する可能な距離	

- ◇ サテライト型住居の定員は、本体住居の入居定員に含めません。(事業所全体の利用定員に含まれます。)
- ◇ 公営住宅(UR)を利用したサテライト型住居も可能です。

- 共同生活援助事業を新規で開設する場合、事前に「グループホームの開設・運営について」(大阪府HP)を必ずご確認いただき、開設の準備や申請手続きを実施してください。

※グループホーム開設ハンドブックを必ず事前に確認してください。

## ◆ 地域移行支援

【人員基準】 管理者・相談支援専門員の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

人 員 基 準	従業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域移行支援従事者(専従) 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可(※)</li><li>・相談支援専門員:1人以上 地域移行支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない。</li></ul>
	管理者	<p><b>1人</b></p> <p>原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p>

※「施設区分」の設定が必要です。(詳しくは[大阪府 HP](#)をご確認ください。)

## ◆ 地域定着支援

【人員基準】 管理者・相談支援専門員の資格要件については[こちら](#)(大阪府 HP)

人 員 基 準	従業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域定着支援従事者(専従) 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可(※)</li><li>・相談支援専門員:1人以上 地域定着支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない。</li></ul>
	管理者	<p><b>1人</b></p> <p>原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）</p>

(※)業務に支障がない場合は、特定相談支援・障害児相談支援と兼務が可能ですが、特定相談支援・障害児相談支援の相談支援専門員が、他の職務と兼務する際の制約や可否については、指定権者である、各市町村所管課に確認して下さい。(各市町村所管課は P5 参照)

### «注意事項»

**特定(計画)相談支援事業・障害児相談支援事業**は、各市町村が指定します。[\(大阪府では対応できません。\)](#)

各市町村所管課へお問い合わせください。(P5 参照)

### ■ 療養介護

医師でなければならない。

### ■ 生活介護・施設入所支援・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労定着支援

①、②、③のいずれかを満たす者

① 社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等)

② 社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事経験のある者

③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

### ■ 就労継続支援A型・就労継続支援B型

①、②、③、④のいずれかを満たす者

① 社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等)

② 社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事経験のある者

③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

④ 企業を経営した経験を有する者

## III 用語の定義について

### 「常勤換算方法」

指定障がい福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障がい福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該障がい福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

### 「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障がい福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障がい福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数。

なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

### 「常勤」

指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障がい福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいう。当該指定障がい福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該障がい福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。

### 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障がい福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間(療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間)をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

## IV 指定に関する HP 掲載先まとめ

### 案内ページリンク先

- [新規指定申請スケジュール](#)（大阪府 HP）
  - [事前協議について](#)（大阪府 HP）
  - 提出書類のダウンロードは[こちら](#)（大阪府 HP）
- 
- ◆ [報酬算定構造について](#)（厚生労働省 HP）  
報酬単価に関するお問い合わせは[大阪府国保連合会](#)へお願い致します。
  - ◆ [法令等について](#)（大阪府 HP）
- 
- ◆ [市町村への権限移譲について](#)（大阪府 HP）  
大阪府では各市町村へ指定・指導事務の全てを権限移譲しています。

### 指定後の手続きにおける FAQ

Q. 変更届・変更申請の提出方法を知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/jiritu\\_henkousyorui.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/jiritu_henkousyorui.html)

Q. 基本報酬について知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/kihon\\_hoshu.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kihon_hoshu.html)

Q. 加算について知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/kaigokyu-huhi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kaigokyu-huhi.html)

Q. 福祉・介護職員処遇改善加算等について知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/syoguukaizen.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/syoguukaizen.html)

Q. 障がい福祉サービス事業者の事業廃止(休止・再開・辞退届)について知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/jigyouhaisi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/jigyouhaisi.html)

Q. 指定の更新手続きについて知りたい。

A. 下記リンクよりご確認ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu\\_top/koushin.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/koushin.html)